

## アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業実施要綱

令和3年2月18日付2産労観企特第4号  
改正 令和4年2月21日付3産労観企特第9号  
改正 令和5年2月14日付4産労観企特第7号  
改正 令和6年4月10日付6産労観企第165号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、全国各地のアンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介、販売等を通じ、各地方の魅力を重層的に伝えることを目的とした「アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業（以下「本事業」という。）」の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

### (事業の運営)

第2条 本事業の実施会場は別途、都と協議の上決定することとし、全国各地の特産品販売に係る商品の仕入れ、販売等は、公募により選定する事業者により実施する。

- 2 知事は、別に定める要綱に基づき、事業者が行う対象事業について、予算の範囲内において負担金の交付を行うことができる。
- 3 本事業の負担金の対象事業の実施期間は、負担金交付決定の日からイベント終了まで（事後処理期間も含む。）とする。

### (事業者の公募)

第3条 知事は、全国各地の特産品販売に係る商品の仕入れ、販売等を行う事業者を公募し、応募のあった事業者を審査の上、事業者を選定する。全国各地の特産品販売は、次に定める条件を満たすものとする。

- (1) 商品は、アンテナショップで取り扱いがある商品を中心に全国47都道府県の特産品を公平に取り揃え、店頭に表示すること。
- (2) 商品選定等に当たっては、都内アンテナショップや道府県等と連携して細やかな調整の上実施すること。
- (3) 会場のメイン客層のニーズにあった特産品販売を実施すること。
- (4) 全国の特産品のイベントとして、ふさわしい会場を確保した上で、実施すること。なお、十分な回遊性が確保されることを前提として、同一会場内の離れた場所で実施することも可とする。
- (5) 商品の仕入れに当たっては、買取りを原則とし、委託販売を行う商品を取り扱う場合は、別途都と協議すること。
- (6) 各地の特産品は、定番商品や人気商品を必ず半数程度は販売すること。
- (7) 出展ブースを設置し、自治体または観光協会等による直接販売等を通じて、地域の魅力をPRする。

(8) イベント会場内に、被災地応援コーナーを設置し、特産品の販売等を通じて被災地の魅力をPRすること。なお、同コーナーで取り扱う特産品は(1)で展示する商品とは異なるものとする。

(9) 本イベントを通じて、実際に全国各地に旅行したくなるような工夫を行うこと。

(10) イベントへの誘客を図るとともに、特産品の魅力を広く周知すること。

#### (負担金の対象)

第4条 本事業において負担金の対象となるのは、公募により選定する事業者が実施する全国各地の特産品販売に係る必要な経費とする(仕入商品の購入・販売・処分等にかかる経費は除くこととするが、前条第6号に記載の商品の販売にかかる仕入れについて、その他の商品との買取条件等が異なる場合の差分は都が負担することとする)。

2 前項に定める全国各地の特産品販売は、事業者がこれを計画し、運営等を行う。

#### (公募申請書の提出)

第5条 この要綱に基づき、本事業において、全国各地の特産品販売に係る商品の仕入れ販売等を行おうとする事業者は、別に定める必要書類により知事に申請しなければならない。

2 公募に関し必要な事項は、別に定める。

#### (事業者の決定)

第6条 知事は、前条第1項に基づく申請があった場合は、第7条による審査の上、事業者を決定する。

2 知事は、前項の決定に際し、必要な条件を付すことができる。

#### (審査会の設置)

第7条 知事は、前条に基づく審査を行うため、「アンテナショップ等と連携した全国特産品の展示紹介事業審査会(以下「審査会」という。)」を設置する。

2 審査会に関し必要な事項は、別に定める。

#### (指導助言等)

第8条 知事は、本事業の適切かつ効果的な実施のため、事業者に対し、指導助言を行うことができる。

2 知事は、本事業を円滑に進める上で必要と認める場合には、事業者に報告を求めることができる。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月10日から施行する。